

## 中小借り入れ時の「経営者保証」解除、徐々に 公私の資産分離など条件 事業承継、壁低く

2014/8/18付 | 日本経済新聞 朝刊

中小企業が金融機関から借り入れする際、経営者個人が連帯保証する「経営者保証」。この保証を外せる目安を示した「経営者保証に関するガイドライン」が適用されてから半年余りが経過した。解除すれば事業承継がしやすくなるなどメリットがある一方、越えなければならないハードルも多い。金融機関との交渉を経て解除に至った中小の動きを追った。

「次女に会社を継がせる前に、経営者保証を外したい」。住宅リフォームなどを手掛ける笠原商店(東京・練馬)の笠原康博社長は今年3月、本社ビル建設時の借り入れ残金1億5000万円の保証を外そうと金融機関と交渉を始めた。自分が20年以上前、多額の債務保証とともに会社を継ぎ、同じ負担を背負わせたくなかったからだ。

だがメインバンクの信用金庫には断られた。理由を聞いても「本店が認めないので外せない」の一点張り。別の信金との交渉に切り替えた。

笠原社長は自宅として使う本社ビルの家賃を払っており、役員賞与と株式配当も受け取っていない。経営者と会社の資産分離を求めるガイドラインの条件を十分満たしていると強調した。本社ビルなどを担保としたこともあり、6月にこの信金から保証なしでの借り入れに成功した。信金幹部からは後日、「長く事業を続け経営が安定しているのも決め手になった」と説明された。

「それなら借りなくてもいい」。運輸管理システム開発のタイガー(東京・千代田)の竹添幸男社長は、運転資金2000万円の借り換えで、保証外しを巡って信金と激しくぶつかった。信金が「金利を上げてもいいなら」と条件を付けてきたのだ。

竹添社長はメガバンクが営業で保証なしの融資を打診してきたことも引き合いに出し、強気の交渉を貫いた。最終的に今年2月、条件なしでの保証解除につながった。「信金に多額の定期預金を積んでいることもプラスになったのでは」と竹添社長はみる。

経営者保証を外すには、財務基盤の強化や経営の透明性なども条件になる。同社は現在業績が好調だが、竹添社長は「経営が悪化すれば次の融資は保証を外せないかもしれない。金融機関のチェックの目がさらに厳しくなるだろう」と気を引き締める。



東京中小企業家同友会は7月にガイドラインの勉強会を開いた(東京都千代田区)

### 経営者保証を外すポイント

ガイドライン項目	具体例
会社と経営者の資産分離	本社・工場・営業車などは会社所有
	会社から経営者への貸し付けは行わない 個人としての飲食代などは経費処理しない
財務基盤の強化	業績は堅調で十分な利益と内部留保
	業績は不調だが、内部留保で全額返済ができる 好業績で今後も返済しうる利益を確保できる
経営の透明性	資産・負債明細など各勘定明細の提出 試算表・資金繰り表などの定期的な報告

「長年の取引があったからだと思う」と話すのは木型メーカーのミナロ(横浜市)の緑川賢司社長だ。5月、信金から保証なしで運転資金の500万円を借り入れることができた。一方で地銀では「今の条件では厳しい」と言われた。地銀よりも信金との取引期間が長く、これまでの返済状況や緑川社長の会社に対する貸付金が減っていることなどが評価された。2年前から黒字が続いていることも背景にある。

政府はガイドラインの普及を日本再興戦略に盛り込んでいる。金融庁もガイドラインの内容を踏まえ金融機関向けの監督指針を改定、中小企業庁とともに後押ししている。ただ安定した財務基盤や経営の透明性が求められ、全ての中小企業が保証解除できるわけではない。中小企業の融資に詳しい業界関係者は「倒産の際の保証がなくなるので、積極的ではない金融機関もある」と話す。

---

**NIKKEI** Copyright © 2014 Nikkei Inc. All rights reserved.

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。